

## 令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和6年1月22日（月）14時00分～16時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと1・2・3）
出席者	門谷委員、井汲委員、梅原委員、熊坂委員、白石委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、靱山委員、内田委員、山野上委員、松澤様（平田委員代理）
欠席者	藤井委員、水野委員、高野委員
開催形態	公開（傍聴者2名）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>（2）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（1団体）</p> <p>（3）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体）</p> <p>（4）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（16団体）</p> <p>（5）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（1団体）</p> <p>（6）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（4団体）</p> <p>6 報告事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更報告</p> <p>（2）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について</p> <p>（3）横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について</p> <p>（4）事故報告（2団体）</p> <p>（5）令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録</p> <p>（6）横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について</p>
決定事項	<p><b>決定事項</b></p> <p>・協議事項(1)から(6)までについて協議が調った</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>（西尾会長）横浜市福祉有償移動サービス運営指針の内容を一部改定するということだが、これについて質問等あるか。</p> <p>（門谷委員）「2 実施主体」に加わる「労働者協同組合」について、個人タクシーの共同組合等も含まれるのか。また、新しく追加されるということは、このような団体から要望があるのか。</p> <p>（事務局）横浜市では「労働者協同組合」からの要望・申請等は受けていないが、道路運送法施行規則で定められている内容と整合性をとるため今回追加をした。</p> <p>（西尾会長）労働者協同組合法が制定され、「ワーカーズコレクティブ」が該当すると思うが、働き手が出資者になり、活動を担う団体の法人格が認められた。そこで「労働者協同組合」が加えられたということではない</p>

か。

(神奈川運輸支局) その通り。労働者協同組合法が令和4年10月1日施行され、労働者協同組合が設立可能となった。この組合については、持続可能で活力ある地域社会の実現を目的とした団体であり、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人であることから、自家用有償旅客運送のできる実施主体になった。福祉有償運送を実施することが可能になったため、この指針に追加記載される。

(西尾会長) 非営利団体が1つ認められるようになったということである。その他の意見がないようであれば、協議事項(1)については協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

#### (2) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(1団体)

(西尾会長) 新規登録申請の団体について説明があったが、この内容についていかがか。特に意見等なければ、この1団体の新規登録については協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

#### (3) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体)

(西尾会長) 2団体の変更登録申請の説明があったが、この内容についていかがか。特に意見等なければ、この2団体の変更登録申請については協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

#### (4) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(16団体)

(西尾会長) 今回、16団体から運賃変更の申請があるが、うち1団体(資料6-1 特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会)には服部委員と山野上委員が所属している。運営協議会運営要綱の第6条第3項に「自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。」と定められている。2人については、退席いただくか、発言を控えていただくことになるが、いかがか。発言を控えていただく形で良いか。

(委員) 異議なし。

(西尾会長) まず初めに、資料6-1 特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の料金変の協議をお願いしたい。

(熊坂委員) 介助料・その他の項目で②複数対応の料金が削除になっているが、なぜ削除するのか理由が知りたい。①一人対応の部分で十分に対応できるから削除したのか。

(事務局) 運送回数が全体で月10回程度と聞いている。人材不足、人材確保も難しい状態であると聞いている。問い合わせがあり、対応できない場合は、他の事業者を紹介しているとも聞いた。それに伴い、複数人数での対応は難しいため、今回削除する。

- (白石委員) 複数介助の削除というのは、私たち障害者からすると反対です。
- (西尾会長) 意見ということでよろしいか。その他の意見や質問はあるか。今回の複数介助削除という件については、心配であるという意見があったということで団体に伝えていただき、運賃変更の協議については調ったということでよろしいか。
- (白石委員) 複数介助の削除は反対である。
- (内田委員) この団体については、人材が確保できないことから複数人での介助が利用できないため、この項目を削除するということである。複数人での介助が必要な方からの利用依頼があった場合は、他の事業者を紹介している。複数介助を断るために削除するというものではないと思う。事務局いかかが。
- (事務局) その通り。
- (西尾会長) 実際依頼の相談は多いが、実際は対応できない状況になっている。団体が、安全が確保できないと判断した場合は、他の介護タクシーや民間救急を紹介し、対応を依頼している。料金表に明記する事案に対応できず、他事業所に紹介しているという実態がある。この複数人での介助やそれに伴う交通費の項目の削除を含め、この料金変更申請について、協議を調えることはできないか。
- (白石委員) 利用実績がないという理由で、文言を削除するというのはいかがなものか。こういった内容が他の事業者へ波及するのが怖い。
- (西尾会長) では、複数介助の部分を残すことを条件であれば、この料金変更については協議を調えることができるのか。
- (白石委員) その通り。
- (梅原委員) 人員不足のため対応できないという理由である。この記載を残してしまうと、利用者は複数介助を利用できると思い連絡してしまいます。団体は、対応ができないという意味で、この項目を削除しよう判断したと考える。白石委員の気持ちは理解できる。利用者が連絡をしてみても、はじめて対応できないことを知るという状況を防ぐためには、削除した方が分かりやすいのではないか。
- (西尾委員) 現行の料金表では記載があるため、複数介助の対応を行って貰えると連絡をしてくる利用者もいる。しかしながら、実際は他の事業者を紹介しているという状況である。利用者に期待感を頂かせる状況にもなるので、料金表から削除することで、利用者にも説明しやすく、わかりやすいのではないかという意見であった。
- (白石委員) 出来ないからと言って削除するのはおかしいと思う。
- (西尾会長) 介助料の「②複数人での対応の場合」の項目の削除については、協議を調えることができないという意見があった。
- (鈴木委員) ケアマネージャーとして、利用者に介護タクシーの紹介を行うことが多いが、やはり2人介助の難しい事業者はいる。私たちが第一に考えるのは、利用者の安全であるため、出来ないことを謳っているよりは、出来ることのみを記載している方が紹介しやすい。介護業界も人材は不足している。人材の育成等は喫緊の問題である。この件に関していえば、安全のために、他の事業所を紹介する姿勢も窺える。削除

する形でも良いと思う。

(西尾会長) 団体として対応が難しいことを料金表に記載するよりは、安全運行のためにも記載しないほうが良いのではないかという意見であった。

(白石委員) 私は障害者の立場で言っている。それは許すことができない。

(西尾会長) 介助料の「②複数人での対応の場合」の項目の削除以外の変更点については、協議が調ったということで良いか。「②複数人での対応の場合」の項目については協議が調わなかったため、今回は条件付きで協議を調える形で良いか。横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第6条第3項に、「会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。なお、協議が調わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」と記載があるので、可否の議決とすることによろしいか。それでは、この資料6-1 特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の料金変更について、合意をされる方については挙手をお願いしたい(10名)では、合意できないという方は挙手をお願いします(1名)棄権される方が1名ということで、賛成が過半数ということで、この件については協議が調ったという形にしたい。引き続き、資料6-2~16までの協議を行いたい。それぞれの料金変更協議について、ご意見・ご質問等はあるか。

(井汲委員) 多くの団体が、料金変更の申請をしているが、この理由としては、物価やガソリン代等の高騰や、人件費があがったことなのか。値上がりの理由を聞かれたときに、説明できるよう質問した。

(西尾会長) そういう背景やタクシー運賃の改定もあった。運送の対価の基準としては、タクシー運賃の上限の1/2の範囲となっている。タクシー運賃の改定に伴い、福祉有償運送における運送の対価の変更や物価や人件費の上昇に伴い検討されていると思う。

(井汲委員) それぞれの事業所で、時間の単位等が異なっているので比較しづらい。

(西尾会長) 運送の対価以外の対価については、それぞれの基準が作られているのか。

(事務局) 運送の対価については、概ね1/2の範囲と決められているが、他の対価については、それぞれの事業所の体制や運用があるため、一律の基準を設けていない。事業所も料金設定について、利用者の負担等も考え、苦慮していると感じている。そのため、団体が運用しやすい形での申請になっている。

(門谷委員) 運送の対価の概ね1/2という金額は438円になると思うが、資料6-7、6-8については、1/2の範囲を超えている。資料6-8 特定非営利活動法人ふれあいドリームについては、初乗り2kmまでの料金が370円から440円、加算部分に関しても150円/kmから210円/kmと大幅な値上げに思う。1/2の範囲と考えると、初乗り2kmで430円、加算は200円/kmにすることはできないのか。

(事務局) 受付時には、「概ね」の程度の範囲内ということ受付けた。利用者の運送距離の実態等も確認を行った。団体には、そのようなご意見があ

ったということを伝えていく。

(門谷委員) 変更するよう交渉はできないものか。

(熊坂委員) 利用者の立場からすると、なぜこんなに値上がりするのかと思う。事前資料を見たときから、団体の経営状態はどうなのかと疑問に思った。新しい料金内容では、断る利用者もいるのではないか。利用者としては、サービスが良く、料金が安い方が事業者を探しながら、利用者同士情報交換をしている。この変更理由を知りたい。運営が厳しいという理由だけでは納得できない。

(山野上委員) 福祉有償運送の前のたすけあい送迎が始まったころは、隣近所の困っている人を無料で助けていた。利用者が気を遣うからという理由で会費制になった。会費制で1回いくらとすると、今度は道路運送法で違反だといわれた。このような背景があり、この福祉有償運送がうまく、その時はすばらしい1歩だと思った。助けあい広がったことで、福祉有償運送に依頼される方が重度化している。昔は、今でいう地域の介護予防や地域のケアプラザのお食事会の送迎のような感じで運送をしていたが、現在は福祉有償運送だと成り立たないため、登録許可に不要な運送、年会費の中で運用する形が増えている。利用者が重度化しているので、十分に対応できる人が対応していかなければならない。地域が離れてきているのも理由に挙げられる。特定非営利活動法人ふれあいドリームは高齢化している住宅地で、ドライバーが迎えに行くのも離れているため大変である。担い手に少しでも還元するために、地域の事情を含めて検討した料金内容であると思う。今まで特定非営利活動法人ふれあいドリームは、安い料金で続けてきたので、地域の事情等も加味して考えられたら良いと思う。他の福祉サービスについては物価高騰の補助金が出ているが、福祉有償運送については、正規の福祉サービスではないので、補助金等がない中で続けていくということも現状も理解しながら考えられたら良いと思う。

(西尾会長) 運送の対価以外の対価の基準の設定をどうするかという点、以前の料金よりかなり値上がりをしている点にいかがかという意見があった。また運行されている団体の思いや必要性、団体として厳しい状況の中で運行しているという意見もあった。全体を通した変更の中には、厳密に言えば、タクシー運賃の概ね1/2の範囲をやや超える設定(例:初乗り2kmまで438円が440円、加算距離が209円のところ210円)もあるが、国の通知では「概ね1/2の範囲であること」と「協議会等で1/2の範囲を超える対価を設定することも可能である」とある。今回の金額が、「概ね」を超える金額であろうと考え、協議依頼に上がっていると思う。今、ご意見があった団体のほかにも1/2の範囲を上回っている団体がいくつかあるが、概ね1/2程度と理解できるのではないか。福祉有償の実施団体が非営利であること、福祉有償運送で利益を求めているということも団体の性質上ないと理解している。

(事務局) 補足したい点がある。長距離の送迎の場合、ご指摘のとおり1/2の金額との乖離が見られるが、利用実態を確認した際、2km前後の送迎がほとんどであるということだった。事務局も厳密に計算すると1/2を超え

ていることを懸念し、受付時に団体には伝え、詳細な理由をヒアリングした。短距離送迎がほとんどという利用実態を考えると概ね1/2の範囲内で説明できると考えた。

(西尾会長) 一部、1/2の金額を上回っている団体はあるが、短距離の送迎が多い実態を考慮すると、この対価の取扱いの内容に合っているのではないか。どうしても必要な費用を賄うために、やむを得ず料金変更申請したのではないか。また、438円と団体が申請すると、日々のやり取りが煩雑になってしまうのも理由の一つではないかと思う。この15団体の料金変更については、協議が調ったものとして良いか。

(委員) 異議なし。

(西尾会長) 意見が出た団体については、事務局から団体に伝えてほしい。

(事務局) 承知した。

#### (5) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議(1団体)

(西尾会長) この複数乗車の必要性について、質問や意見等あるか。この協議依頼書を見ると、公共交通機関が事故等で利用できない際に振替の移動手段として、複数乗車で福祉有償運送を利用するということが良いか。レアケースな感じがする。日常的な送迎ではないという理解でよろしいか。日常的な利用でも問題ない感じがした。

(事務局) 申請時には、協議依頼書の内容で聞いている。

(西尾会長) 複数乗車の必要性については、国の通知等も資料の中に参考として入っている。内容についても、合致していると思う。特にご意見等なければ、社会福祉法人湧翠会の複数乗車の必要性の協議については、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

#### (6) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(4団体)

(西尾会長) 更新登録申請の4団体について、質問等なにかあるか。質問等がないようならば、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

### 6 報告事項

#### (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告

(西尾会長) 21団体からの軽微な変更届についての報告があった。質問等何かあるか。

(委員) 特になし。

#### (2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(西尾会長) 14団体を訪問し、安全確保の確認を行った結果の報告であったが、質問等あるか。

(委員) 特になし。

### (3) 横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について

(西尾会長) 昨年12月に実施団体の担当者研修を実施し、そこで挙げた課題等の報告であった。質問等あるか。

(鈴木委員) 課題として「担い手の確保」「ドライバーの高齢化」とあり、なかなか新しい方が増えていくというのは難しい状況だと思うが、課題に対して横浜市として何か手立て等を検討しているのか。

(事務局) 福祉有償として直接ではないが、地域公共交通を考えている都市整備局の方で「横浜市地域支え合いドライバー支援講習」を港北区で実施した。その講習に参加し、どのようなことが地域交通の中で課題なのかということを確認した。今後、どのようなことができるか検討していきたい。

(西尾会長) 協議の中でも多くの意見をいただいている。また団体が直面している大きな課題でもあると思う。自由記載の中に「実施団体が元気になる研修(外から評価・必要性を改めて実感できるような時間)」とある。運営協議会では安全運行や必要な基準については厳しく議論しているが、プラスの評価ができると良いと思う。厳しい課題が多く、運行団体が減少している傾向でもあるが、全体に必要な移動を支えるような仕組みづくりの検討が必要であり、委員の皆様の協力が必要であると感じた。その他よろしいか。

(委員) 特になし。

### (4) 事故報告(2団体)

(西尾会長) 2団体からの事故の報告であった。報告の中にもあったが、事故が発生した後に、安全確保の確認の訪問や更新のためのヒアリングと報告する機会があったにもかかわらず報告を怠ったというのは問題である。引き続き、事務局には再発防止等の指導をお願いしたい。質問等何かあるか。

(委員) 特になし。

### (5) 令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(西尾会長) 前回の運営協議会議事録については、確認事項であった資料も含めて掲載している。議事録について質問等あるか。

(委員) 特になし。

### (6) 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について

(西尾会長) それぞれの選出団体の方に委員の推薦依頼がされるようお願いしたい。以上で予定の協議・報告事項はすべてであるが、ご意見や情報提供等あるか。

(事務局) 机上に配布させていただいたUDタクシー乗車体験会について説明させ

ていただく。UDタクシーをタクシー事業者が購入する際に、購入補助を横浜市の事業として行っている。UDタクシーは、車いすのまま乗ることができるものでありながら、大型の車いすや医ケアが必要とするストレッチャー型の車いすを利用している方にとっては難しい場合があるという声も多く聞かれる。そのような中で、タクシー事業者と協力をしあいながら、実際に利用者の使用している車いすでの利用や知的の障害がある方の乗車、精神の状況が不安定な方が利用する際の際の要配慮事項を含め、タクシー事業者と一緒に体験会を行うことで課題や要望を共有することができればと思い企画した。ご興味がある方がいたら、案内していただければ有難い

(終了)